

沖縄県、株式会社沖縄ファミリーマート及び株式会社ファミリーマートとの間における包括的連携に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と株式会社沖縄ファミリーマート（以下「乙」という。）及び株式会社ファミリーマート（以下「丙」という。）は、沖縄県における協働事業（以下「協働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域のさまざまな課題に迅速かつ適切に対応する観点から、コンビニエンスストアの特性を活かし、甲、乙及び丙との協働による事業活動を推進し、地域の活性化と県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 協働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、各号の詳細、具体的事項等については、甲、乙及び丙が協議の上、その都度決定するものとする。

- (1) 県民の安全・安心等に関すること
 - (2) 環境保全活動に関すること
 - (3) 文化・スポーツの振興に関すること
 - (4) 県経済・産業の振興に関すること
 - (5) その他沖縄県の施策の推進に関すること
- 2 乙は、自己の加盟店に対し最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な場合があることを、甲は予め承諾するものとする。

（情報の交換）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者の報告）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方へ通知するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の変更）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、協定書の変更を行うものとする。

（疑義）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等の生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して決定する。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日までに、甲、乙又は丙のいずれからも解除の意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第8条 前条の有効期間中といえども、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、甲、乙又は丙のいずれもが、この協定を解約できるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成22年1月12日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事  

乙 沖縄県那覇市港町3丁目4番18号
株式会社沖縄ファミリーマート

代表取締役社長  

丙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート

代表取締役社長  